



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2022年7月21日 No.501

各種施策に伴う労働条件・労働環境改善に関する申し入れを行う！

私たち東日本ユニオンは、これまで『変革 2027』を踏まえた新たなジョブローテーションや「現業機関における柔軟な働き方の実現」など、私たちの働き方や生活を大きく変える各種会社施策に対して、労働組合として向き合い、組合員と共に解明や検証などの取り組みを進めてきました。

会社施策を現場第一線から担う私たち組合員・社員の安全や働きがい、充実した生活などの視点から、実態に見合った制度改正や手当の実現をめざし、東日本ユニオンは7月20日、申第1号「各種施策に伴う労働条件・労働環境改善に関する申し入れ」を経営側に提出しました。

《申第1号「各種施策に伴う労働条件・労働環境改善に関する申し入れ」要求項目》

1. 深夜早朝勤務手当の支給範囲について、賃金規程第95条の(3)を廃止し、賃金規程第95条の(2)を「(1)に掲げる業務以外に従事する者」とすること。
2. 賃金規程第64条の(3)「職務手当は、それぞれ併給しない」を廃止すること。
3. 単身赴任における居住費(寮及び寮代用)は全額会社負担とすること。
4. 単身赴任に伴う別居手当について、賃金規程第131条(2)の支給額を月額30,000円とすること。
5. 単身赴任者の帰省代用証の使用禁止期間を撤廃すること。
6. 単身赴任者の帰省代用証の交付枚数を年間96枚とすること。
7. 社宅居住期間制限(通算15年)ならびに賃貸住宅援助金受給期間制限(通算15年)を撤廃すること。
8. 所有住宅援助金について、月額10,000円とすること。
9. 寒冷地手当は在勤地または居住地(単身赴任者は扶養親族の居住地)のうち、高い給地区分の額を支給すること。
10. 寒冷地手当定額表に掲げる額を一律15,000円増額すること。
11. 最寄りの駅まで自動車等による通勤を認められている社員に対し、当社が保有する駐車スペースを提供すること。
また月極駐車場等の利用に対し、駐車場代として月額5,000円を限度として補助金を支給すること。
12. 自動車等で通勤する通勤手当の支給額を次の通りとすること。

(1) 一利用区間の距離が 2 km以上 5 km未満の場合	3,000 円
(2) 一利用区間の距離が 5 km以上 10 km未満の場合	4,000 円
(3) 一利用区間の距離が 10 km以上 15 km未満の場合	7,000 円
(4) 一利用区間の距離が 15 km以上 20 km未満の場合	10,000 円
(5) 一利用区間の距離が 20 km以上 25 km未満の場合	12,000 円
(6) 一利用区間の距離が 25 km以上 30 km未満の場合	15,000 円
(7) 一利用区間の距離が 30 km以上 35 km未満の場合	18,000 円
(8) 一利用区間の距離が 35 km以上 40 km未満の場合	21,000 円
(9) 一利用区間の距離が 40 km以上 45 km未満の場合	24,000 円
(10) 一利用区間の距離が 45 km以上場合	31,000 円



東日本ユニオンに加入して一緒に 施策に見合った労働条件・労働環境を実現させよう！